

MIC Ministry of Internal Affair

自然再生の推進に関する政策評価 <評価の結果及び勧告>



ポイント

- 「自然再生」とは、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林等で、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全・再生・創出し、又はその状態を維持管理することをいう。 「自然再生協議会」とは、自然再生の実施を目的として多様な主体が参加した協議会をいう。自然再生を総合的に推進することを定めた自然再生推進法(以下「法」という。)が平成15年1月に施行
- 総務省では、法に基づく自然再生の推進政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどについて、政策評価を初めて実施 【評価の結果】
- 自然再生協議会は、平成14年3月末の8協議会から平成19年3月末の87協議会に増加、自然再生活動を行っているNPO法人数は、平成14年3月末の195法人から平成19年3月末の753法人に増加し、法の制定による一定の効果あり。一方、自然再生の推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、以下の課題あり。
- (1) 法に基づかない自然再生協議会(以下「**法定外協議会**」という。)は69協議会。一方、法に基づく自然再生協議会(以下「**法定協議会**」という。)は18協議会となっており、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいない。
- (2) 地域住民やNPO法人が主導して、法に基づく自然再生事業を実施しているものはほとんどない。法定協議会には、解散・とんざした例あり。
- (3) 関係省庁等で構成される自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整は、十分なものとなっていない。
- (4) 環境省、農林水産省及び国土交通省が設けている**自然再生専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない**。
- これらの課題を解消するため、平成20年4月22日、改善方策を環境省、農林水産省及び国土交通省に勧告

評価の対象

法に基づく**自然再生の推進政策**

評価の観点

法に基づく自然再生の推進政策が総体としてどの程度効果を上げているかなど**総合的な観点から評価**

施策のスキーム

基

理

念

- ① 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与することを旨として適切に実施
- ② 地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施
- ③ 地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施
- ④ 自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に**科学的な評価を加え、**これを当該**自然再生事業に反** 映させる方法により実施
- ⑤ 自然再生事業が自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮

国、地方公共団体の支援・措置

- ① 相談体制の整備、② 許認可等への配慮、③ 自然再生事業の進捗状況の公表、④ 財政上の措置等、⑤ 自然環境学習の振興、
- ⑥ 広報活動の充実、⑦ 情報提供、⑧ 科学技術の振興、⑨ 地域環境と調和のとれた農林水産業の推進

自然再生事業の実施までのプロセス

法定協議会の設置

全体構想の作成

実施計画の作成

自然再生事業の実施

〈地域住民やNPO法人など地域の自主性や主体性を尊重したボトムアップの考え方に基づいた枠組みを採用〉

調查対象等

○意識等調査の調査対象

全都道府県(47)、全市町村(1,827)、環境保全活動を行う全 NPO 法人(7,752)、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等 (1,096)、法定協議会及び法定外協議会の事務局(27)

〇 実地調査の調査対象

当省の出先機関(8管区(支局)行政評価局、14行政評価事務所)を 動員し、法定協議会(19)、法定外協議会(24)、法定協議会及び法定外 協議会に参加している国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、自 然環境専門家、地域住民等を調査

政策効果の把握手法

〇 意識等調査

左記の調査対象に、アンケート方式で、法の制定を契機として、 多様な主体の自然再生に関する意識・行動がどのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかについて把握・分析

〇 実地調査

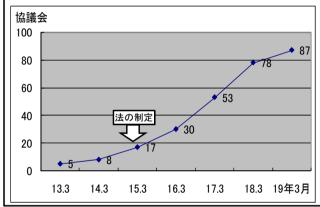
①法定協議会の設置・運営及び法に基づく自然再生事業の現状、②法定協議会の運営状況、③国及び地方公共団体における各種支援の実施状況について実地に把握し、分析

政策の効果の発現状況

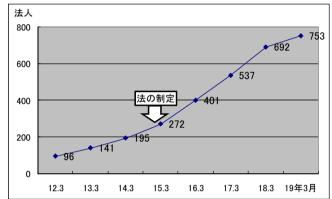
法の制定を契機として、自然再生協議会、自然再生活動を行うNPO法人及び自然再生事業が増加するなど、法の制定に よる一定の効果はみられる。

- (1) 自然再生事業を行う法定協議会及び法定外協議会は、法制定前の**約11倍に増加**(14年3月末8協議会→19年3月末87協議会)※図表 1
- (2) 自然再生活動を行っているNPO法人は、法制定前の約4倍に増加(14年3月末195法人→19年3月末753法人) ※図表2
- (3) 都道府県における自然再生事業数は、法制定前の**約8倍に増加**(14年3月末11事業→18年3月末88事業)※図表3
- (4) 自然再生の実施に伴い地域活性化への効果あり

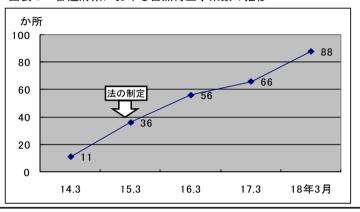
協議会設置の推移



図表2 自然再生活動を行っているNPO法人設置の推移



図表3 都道府県における自然再生事業数の推移





しかしながら、当省の調査の結果、法に基づく自然再生事業において、課題が認められその解消が必要となっている。

4分参照

5 筝参照

6 針参照

勧告の概要



- 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し
- 法定協議会の運営方法等の見直し
- 国の支援の充実等

左記の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日:平成20年4月22日

勧告先:環境省、農林水産省及び国土交通省

(以下「主務省」という。)

勧告事項1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し

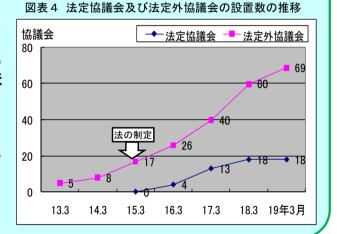
制度の概要

- 法は、地域の自主性や主体性を尊重したボトムアップの考え方に基づいた枠組みが採用されている。
- 法に基づく自然再生事業は、**地域の多様な主体**が連携し**地域主導**で行われるべきものとされている。
- 法に基づく自然再生事業は、従来からの**公共事業の延長として行われるものではなく、工事等を行うことを前提としない**自然の回復力に任せることにより自然再生を行う方法も十分考慮することとされている。



評価の結果 (課題)

- 1 自然再生を目的として多様な主体が参加して設置された自然再生協議会は全国で87協議会 となっており、このうち法定外協議会が約8割(69協議会)を占める一方、**法定協議会は 約2割(18協議会)** ※図表4
- 2 法定協議会の設置から自然再生事業の実施に至るまでは、**関係行政機関の主導によるもの** がほとんど。**地域住民やNPO法人は、労力・資金力に乏しいため、主導している状況はほ** とんどみられない。
 - (注) 平成19年6月に初めてNPO法人の発意による法定協議会が設置された。 **事例2**
- 3 法定協議会参加者への意見聴取によると、法定協議会のメリットとされている「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げるものが33.3%。一方、デメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げるものが39.3%。法定協議会のメリットとされていることが、必ずしも法定協議会の設置を促進する誘因とはなっていない。





主務省に対する勧告内容

法定協議会の設置等の事業の立上げ支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。

勧告事項2 法定協議会の運営方法等の見直し

制度の概要

- 法定協議会の組織化に当たっては、参加しようとする者に対し、**幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること**とされている。法定協議会の運営に当たっては、協議会における**総意の下、公正かつ適正な運営を図ること**とされている。
- 全体構想において、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、**できる限り具体的に目標を設定すること**とされている。 ○ 法定協議会においては、地域の**自然環境専門家の協力を得て科学的知見に基づいた協議等がなされる**よう体制を整えることが重要であることとされている。



評価の結果 (課題)

- 1 法定協議会は、地域の多様な主体が多数参加することなどにより**合意形成に長期間を要する等のあい路**がみられ、事業が進ちょくしない傾向がみられる。また、法定協議会の中には、合意形成が図れずとんざした協議会、解散した協議会があるなど参加者の確保の方法及び合意形成方法が課題 図表5~6 事例3~4 一方、参加者の募集方法、合意形成の方法について工夫をしている例あり。 事例5~8
- 2 事業実施後のモニタリングにおいて、自然再生の目標に照らして事業が適切なものとなっているかなど、科学的な検証を行うに当たって、達成すべき水準が具体的に特定された目標とすることが重要。このような目標を設定しているのは、全体構想を作成している15法定協議会のうち8協議会(53%)。目標の設定方法に関する情報や目標を設定するに当たって必要となる自然環境データの提供が十分とはいえない。 図表7
- 3 自然環境専門家の知見を十分に活用するため自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することが有効な手段。このような**分科会等を設置しているのは、**全19法定協議会(解散した 1 協議会を含む。)のうち 7 協議会(37%)。自然環境専門家の知見の活用方法についての情報提供が不十分 図表8



主務省に対する勧告内容

- 1 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むため、円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保・合意形成の方法についての情報提供等必要な支援を行うこと。
- 2 科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、設定方法についての情報・自然環境データの提供等必要な措置を講ずること。
- 3 自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより科学的知見に基づく専門的な協議を効果的に進めている事例を収集 し、これらの情報を提供すること。

勧告事項3 国の支援の充実等

制度の概要

- 自然再生の**総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため**の連絡調整を行うため、主務省及び文部科学省を構成員とした**自然再生推進** 会議を設置。また、主務省の地方出先機関が連携して**自然再生を推進するため、全国8か所に地方ブロック会議**を設置
- 主務省は、各法定協議会が作成した実施計画に対する助言の有無を判断することとしている。その上で、助言する場合は、主務省が 設置した自然再生専門家会議の意見を聴取することとしているが、助言しない場合には、同会議に実施計画を**報告している**。
- 主務省は、地方出先機関に**実施者からの相談を受け付ける相談窓口を設置(全国73か所**)
- 自然環境学習を実施しようとする者は**実施計画において具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている**。

評価の結果 (課題)



- 1 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整は、十分なものとなっていない。 $9 \sim 10$
- 2 自然再生専門家会議は、各法定協議会が作成した実施計画について意見を述べているが、これらの意見は各法定協議会の実施計画に十分反映されるものとなっていない。 11
- 3 主務省の相談窓口において受け付けた相談件数は4年間で計16件とわずか。また、自然再生活動を行うNPO法人及び住民等の64% は相談窓口を承知していないなど、相談窓口の周知が不十分 図表9

なお、相談窓口を利用した者のうち、「的確な対応で役に立った」とするものが72.4%

4 自然環境学習プログラムとして個々の自然環境学習の具体的な内容を記載しているものは3実施計画(25 %)にとどまっており、 各計画における記載も区々。 図表10 主務省は、自然再生を活かした自然環境学習を効果的に実施するため自然環境学習プログラムとして整備すべき内容を示していない。

主務省に対する勧告内容



- 1 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。
- 2 自然再生専門家会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう 必要な措置を講ずること。
- 3 相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。
- 4 自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。

自然再生に関する主な事例

事例 1

【自然再生事業の実施に伴い地域活性化への効果がみられる事例】

- 1 自然再生活動を通じて地域のネットワークを作る取組を行っている事例(北海道 法定協議会 釧路湿原自然再生協議会) 同協議会では、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を一層推進するため、「釧路湿原自然再生普及及び行動計画」に基づ き、釧路湿原の保全活動、環境教育・生涯学習などの取組が多数行われ、自然再生への市民の参加の拡大、地域とのネットワークの形成
 - が図られている。
- 2 単山の整備等により観光資源として自然再生対象区域を活用している事例(大阪府 法定協議会 神於山保全活用推進協議会) 同協議会では、竹林の侵入が進む神於山において落葉樹林帯や常緑樹林帯を再生するための植栽、竹の本数調整伐、遊歩道の整備など を実施しており、これにより神於山へのハイカー数が増加し、地域活性化への効果が上がっている。
- 3 農林水産業の推進により農産物のブランド化を図っている事例(兵庫県 法定外協議会 コウノトリ野生復帰推進連絡協議会) 同協議会では、多様な主体が参加し、「コウノトリ野生復帰の実現~コウノトリと共生する地域づくり~」を自然再生の目標として、 環境創造型農業の推進、コウノトリの野生訓化などの各種事業を実施している。同協議会では、①水田で採食するコウノトリの健康が蝕 まれないよう、化学肥料、農薬を使わない農法で水田耕作を行い「コウノトリの郷米」として販売、②コウノトリの野生復帰を観光資源 として活用するなど地域が活性化している。
- 4 自然再生活動により地域の一体感が高まり地域が活性化している事例(佐賀県 法定外協議会 アザメの瀬検討会)

同検討会では、佐賀県松浦川に生息する魚類や植物の再生を図る目的で設置され、徹底した住民参加による車座での検討会の開催、現 地見学会やシードバンク作業を実施している。同地区では、地域住民自らが松浦川流域のすばらしい自然を次世代へ継承していくため 「アザメの会」を設立し、子供たちを招いて「つつみがえし」、「棚田での田植、米づくり体験」などの活動を行っており、これらの活 動を通じて地域の一体感が高まり地域が活性化している。

評価書P153~P156

事例 2

【NPO法人が発意し法定協議会を設置している事例】(島根県・鳥取県 法定協議会 中海自然再生協議会)

島根県と鳥取県に位置する中海は、湖の富栄養化や開発による湖の形状の改変などにより、水質の悪化やアマモ場の消滅、水産資源の減 少などが進んでおり、とりわけ汚れがひどい米子湾の状況を改善すべく「米子湾の自然再生に向けた勉強会」が開催された。この勉強会の 自然再生活動をサポートするため、研究者をメンバーとしたNPO法人「自然再生センター」が設立された。このNPO法人は、中海の自 然環境を再生するため法定協議会の設置に向けた発意を行い、関係行政機関に呼びかけ、平成19年6月30日に法定協議会である「中海自然 再生協議会」を設置した。このNPO法人は、協議会運営の全般を担っており、法の枠組みを使うことにより、関係行政機関の協議会への 参加が得られるなど、法のメリットが享受できるとしている。

評価書P159

事例3

【土地の所有者との調整が図れず土地の所有者が脱退し協議会がとんざした例】

- ① 県では、県内の広域的な緑地の保全・整備を行うため、平成14年度から自然再生計画検討委員会を設置し、当該地域の73%を占める民有林を首都圏近郊緑地保全法に基づく「近郊緑地特別保全地区」に指定することを提言した。
- ② その後、同検討委員会に参加していたNPO、学識経験者等から県に法定協議会設置の働きかけがあり、県及び関係市町が事務局となって、自然再生協議会が設置された。
- ③ 平成18年2月に開催された協議会において、県から、当面の取組として、民有林を都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」に指定し公有地化することが示された。しかし、同じ事務局の市から、同検討委員会で提言した「近郊緑地特別保全地区」に民有林を指定するよう県に働きかけがあり、事務局内部においてその対応に長期間を要していた。
- ④ 平成18年9月、協議会において民有林の指定が一向に進まないことなどから、対象区域の土地の所有者の会が、自然再生事業そのものに反対する要望書を提出し、協議会を脱会してしまった。協議会では、自然再生の対象区域が民有林であることから、土地の所有者の参加がなければ協議が進められないとして、協議会はとんざしている。

事例4

【自然再生の対象区域について合意形成が図れず協議会が解散した例】

- ① 自然再生協議会は、県北部地域の河川及び海岸の自然再生を推進するため、自然再生の対象区域を「県北部地域」としていた。しかし、全体構想案の協議に当たって、県から県管理以外の河川は責任を持てないとの発言があり、当面の措置として、自然再生の対象区域を主要な二級河川及びその流域に関係する海岸に限定することとした。また、自然再生の目標を「回遊性生物が自然の状態で継続的に世代交代を繰り返すことのできる河川・海岸環境を再生する」こととし、アユが生息できる環境を作ることが他の回遊性の生き物についても望ましい環境であるとして、アユを指標種とすることを前提に協議を行っていた。
- ② しかし、海に生息する動物を保護している団体など一割の参加者から、指標種をアユに限定すべきではないとの反対意見が出された。 協議会では、自然再生の対象区域や目標について協議を重ねたが、結局、この協議で全体討議の時間の大半が費やされる状況となった。
- ③ このような協議会の運営に業を煮やした複数の地域住民が、協議会から脱会を表明した。協議会では、地域住民が脱退した状況では、協議会の存続が難しいとして解散した。なお、協議会事務局では、協議会が解散したことは残念であるとしながらも、法の趣旨から多数決の論理で協議を進めるものではなく、総意として意見を集約する必要があったため仕方ないとしている。

- 1 参加者の募集に当たって参加者の活動内容等を例示している例
- 〇 熊本県 法定協議会 阿蘇草原再生協議会

参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨等をあらかじめ周知し、自然再生に関する活動に自主的かつ積極的に取り組んでもらえる者や土地の管理者等を募集。なお、募集の対象となる者の例を掲載

(例) 実際に土地を管理し、放牧や採草によって草原を利用・管理している区・牧野組合、牧野組合員やその他の個人

〇 沖縄県 法定協議会 石西礁湖自然再生協議会

参加者の募集に当たって、自然再生に取り組むこととなった経緯、趣旨、対象区域をあらかじめ周知し、自然再生に主体的かつ積極的に取り組んでもらえる個人、団体及び土地の所有者並びに関係行政機関を募集。なお、募集の対象となる者の例を掲載(例)サンゴを捕食するオニヒトデの調査・監視や駆除等を行う個人や団体

- 2 自然再生の対象区域を中心として地域住民等の募集を行っている例
- 〇 茨城県 法定協議会 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨、目的、対象区域をあらかじめ周知。なお、応募者が募集人員を超えた場合は、 対象地区近隣に住んでいる者を優先とし、応募者が多数の場合は抽選等で選出

募集人員:30名程度

応募資格:趣旨に賛同し、計画段階から事業の実施及び維持管理段階に至るまで、自然再生の取組に対し、それぞれの役割

に応じて主体的かつ継続的に参加できる個人又は団体・法人

【個人】満18歳以上の茨城県内の在住者又は在勤者

【団体・法人】茨城県内で活動している市民団体、NPO法人その他の団体。ただし、1団体・法人 つ_1名参加

〇 埼玉県 法定協議会 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨、目的、対象区域をあらかじめ周知

募集人員:「地域での環境に関する活動歴」など応募用紙への記入事項を参考に委員を選出

応募資格:計画段階から事業実施段階及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に参加・協力する意志がある個人また団

体・法人

【個人】満18歳以上の桶川市、川島町、上尾市の在住者又は在勤者

【団体・法人】埼玉県内で活動する市民団体、NPO法人その他の団体。ただし、1団体・法人につき1名参加

評価書P161~P162

事例 6

【協議会の運営を円滑化するためのルールの例】

①会議の開始、終了時刻を守る、②発言は長くならないよう配慮、③お互いの意見を尊重、④特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わない、⑤会議を欠席する場合、意見・提案がある場合は「意見・提案」ー、」を提出、⑥目的に則した議論を行う、⑦提案に当たって地域、団体などの個別利益優先とならないよう配慮、⑧問題点を明確にした上で合意形成を目指した議論を実施、⑨合意形成が図られない場合は、決定方法について協議

評価書P164

事例7

【円滑な合意形成のため、学び合いの機会を設けている事例】(山口県 法定協議会 椹野川河口域・干潟自然再生協議会)

同協議会では、協議会開催の前後を利用して現地見学、フォーラムを開催して、意見交換等を行うなど協議会参加者が自然再生を学ぶための場を作ることにより、自然再生の必要性やその内容等についての共通認識を醸成し、合意形成の円滑化を図っている。また、全体構想が作成された後も、直ちに実施計画の作成に着手するのではなく、ワーキンググループを設置し幅広く検討を行うなど、参加者の理解や関心を高める取組を行っている。

評価書P166

事例8

【協議会における合意形成を円滑に行うため、ワークショップの開催、ファシリテーターを活用している事例】 (沖縄県 法定協議会 石西礁湖自然再生協議会)

同協議会では、「石西礁湖のサンゴ礁の将来あるべき姿」を検討のゴールイメージとして設定し、サンゴ礁保全ワークショップを開催し、参加者を3グループに分けグループワーク(作業)を展開している。グループ討議に当たっては、ファシリテーターを活用し協議を円滑化している。

(注) ファシリテーター 【英】Facilitator 「行動やある過程を容易に促進する」という意味のfacilitateから転じた言葉であり、あることを容易にするために、問題を議論する過程において進行役や引出し役となる人のことを指す。単なる進行役でも、権威的な教師・指導者でもない。参加者と水平的位置にありながら、参加者の主体性(意欲・知識・経験等)を上手に引出し、コミュニケーションを円滑に促進していく役割を担う。(出典:国立環境研究所HP 環境用語)

評価書P167

9

【自然再生推進会議の開催状況】

主務省が合同で設置した自然再生推進会議の開催状況をみると、推進会議は、平成15年度及び17年度には開催されているものの、16年度及び18年度は開催されておらず、具体的な連絡調整は、平成17年度に開催された推進会議において、釧路湿原自然再生事業における連携の取組について行われたのみとなっている。

10

【地方ブロック会議の開催状況】

平成17年度の地方ブロック会議の開催状況をみると、8ブロック会議のうち2ブロック会議で会議を開催していない。 事務局を担当する機関からは、参加機関がブロック会議開催の趣旨を認識していない、現在のブロック会議は、関係機関等が実施している事業等の紹介にとどまっており、今後、ブロック会議の有効な活用方策や位置付けを検討する必要があるとの意見がみられた。

評価書P99~P101

11

【自然再生専門家会議の開催状況】

自然再生専門家会議は、平成15年度に設置され、19年3月末までに5回開催されているが、これまで、各法定協議会の実施計画に対する主務大臣の助言実績はない。同会議の開催は、年1回程度、それまでに送付された複数の実施計画をまとめて報告する方法で行われている。このため、同会議において付議された実施計画の中には、計画作成後、相当期間を経過し既に事業が実施されているものもみられるなど、専門家会議における意見を各協議会の全体構想や実施計画に十分反映するものとなっていない。

<u>参 考</u>

1 参加者の選定方法として、公募している協議会は18協議会であり、選考している協議会は1協議会。参加者を公募している協議会は、参加者を選考している協議会に比べ事業が進ちょくしていない傾向がみられ、協議会設置から2年7か月及び3年経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものがそれぞれ1協議会ずつみられる。

図表5 法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数

区分	平均日数
公募	406日(14協議会)
選考	149日 (1協議会)
	389日(15協議会)

2 合意形成の方法として、全員一致を採用している協議会は15協議会であり、多数決を採用している協議会は4協議会。全員一 致を採用している協議会は、多数決の方法を採用している協議会に比べ事業が進ちょくしていない傾向がみられ、協議会設置か ら2年7か月及び3年経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものがそれぞれ1協議会ずつみられる。

図表6 法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数

区分	平均日数	
全員一致	416日(11協議会)	
多数決	316日 (4協議会)	
	389日(15協議会)	

3 全体構想を作成している15協議会のうち、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会は8協議会であり、このような目標を設定していない協議会は、設定している協議会に比べ事業が進ちょくしていない傾向がみられ、全体構想作成から2年経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていないものが2協議会みられる。

図表7 全体構想作成から実施計画作成までに要した日数

区分	平均日数
達成すべき水準を具体的に特定した 目標を設定している	155日(5協議会)
達成すべき水準を具体的に特定した 目標を設定していない	264日(3協議会)
	196日(8協議会)

4 自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は7協議会であり、設置していない協議会は11協議会である。このような分科会等を設置していない協議会は、設置している協議会に比べ事業が進ちょくしていない傾向がみられ、協議会設置から2年7か月及び3年経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものがそれぞれ1協議会ずつみられる。

図表8 法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数

区分	平均日数	
自然環境専門家を中心とした分科会 等の設置あり	299日 (5協議会)	
自然環境専門家を中心とした分科会 等の設置なし	434日(10協議会)	
	389日(15協議会)	

5 相談窓口の周知状況

図表 9 相談窓口の周知状況

区分	NPO法人	住民等	計		
地方出先機関の相談窓口 を知っている	202 (29.3)	152 (51.2)	354(35.9)		
地方出先機関の相談窓口 があることを知らない	488 (70.7)	145 (48.8)	633 (64.1)		
計	690 (100. 0)	297 (100. 0)	987 (100. 0)		

6 実施計画における自然環境学習についての記載状況

図表10 実施計画における自然環境学習についての記載状況

区分		実施計画数
個々の学習の具体的な内容を記載しているもの 自然環 境学習 につい 容を記載しているが、その具体的な内 容を記載していないもの		3
		3
ての記載有 プログラムの整備に努めることのみ記載しているもの 環境教育の充実を図ることのみ記載しているもの	1	
	環境教育の充実を図ることのみ記載しているもの	2
自然環境学習についての記載無		3
計		12



[本件連絡先]

総務省行政評価局 国土交通担当評価監視官室

評 価 監 視 官:横山 均 (内線:2437) 調 査 官:白田 稔 (内線:2501) 上席評価監視調査官:楠原 修 (内線:2410)

電話(代表):03-5253-5111 ※

(直通):03-5253-5454

ファクシミリ:03-5253-5457

電子、一、: kans2038@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時 30分までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。